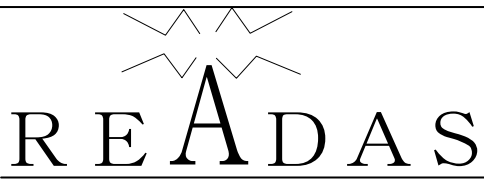


第 5633 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月20日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

相続税財産評価の見直し

Q：平成29年の税制改正で、相続税の財産評価の適正化がされたとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年の税制改正では、相続税の財産評価の適正化が図られました。

主な内容は、次のとおりです。

- ①取引相場のない株式の評価方法
イ.類似業種比準方式の見直し
(イ)類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。
(ロ)類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
(ハ)配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を1：1：1とする。
ロ.評価会社の規模区分の金額等の基準
大会社及び中会社の適用範囲を拡大する。
- ②広大地の評価を、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確にする。
- ③株式保有特定会社(保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以上を占める非上場会社をいう)の判定基準に新株予約権付社債を加える。
- ④①の改正は、平成29年1月1日以後の相続等から、②、③の改正は平成30年1月1日以後の相続等から適用する。

